

平成17年度税制改正大綱（抄）

平成16年12月15日
自由民主党
公明党

第一 新しい時代への税制改革の道筋

わが国はこの数年、思い切った経済社会の構造改革に取り組み、バブル経済の後遺症である不良債権を大量に処理し、その他の分野でも大きな成果を上げてきた。この結果、回復を実感できないという地域・分野もあるものの、経済全体としてはようやく底固い動きが見られるようになった。振り返ってみると、戦後60年、わが国においては、時代時代の様々な環境変化の下で、政府・与党は経済を成長させ、国民生活をより豊かにすることに全力を傾けてきた。その結果、わが国は、年金、医療、介護などの制度の整備もあって、世界にまれな長寿社会の実現も含め、国際的にみても最高の生活水準を実現している。

しかし、そのような経済成長がバブルの崩壊に象徴されるように頓挫した後、国民は、この長寿社会の到来の中で、一人ひとりが安心して暮らせる福祉社会を、将来とも引き続き享受出来るかという不安を持っている。その意味で、政府の課題は、年金、医療、介護をはじめとする移転的支出をどのような財源で確保するかということにある。また、経済の成熟化の下で更なる成長を図るには、自由と競争により日本社会の活力を一層強め、経済社会の底上げをしなければならない。その場合、既に述べたような政府の役割を賄う税、社会保険料のあり方については、経済的に豊かな層が多くを負担し、低所得層に再配分する仕組みがなお望ましいとする考え方や、身近な公共サービスの費用は広く薄く国民全体で負担することが望ましいとする考え方など、多種多様な公平感が存在する。民主主義のプロセスを通じ、このような多様な考え方を適切に組み合わせ、国家全体として公平な負担の仕組みを作り上げていく必要があるが、今や、経済の成熟化と人口の長寿化の下では、直接課税（所得税＋社会保険料）に大きく依存する国民負担のあり方では適切な対応が難しくなっている。

（中略）

さらに今後の日本は、国家レベルでも、地方レベルでも、当事者である国民、住民が自らの裁量で意思決定を行い、自らその責任をとっていくという改革を進めていくことが求められている。こうした基本理念は、国と地方、国と個人の関係においても同様である。この理念に沿って、次のような税制改革に取り組むこととする。

平成18年度においては、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への制度的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。この税源移譲にあたっては、納税者の負担に極力変化が生じないようにする。また、それまでの間は、平成16年度と同様に所得譲与税で地方への税源移譲を行う。

さらに、平成19年度を目途に、長寿・少子化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。